

豊栄生涯学習センター使用料

(1) ホール

使用区分			午前 (8:30~12:00)	午後 (12:00~17:00)	夜間 (17:00~22:00)	午前午後 (8:30~17:00)	午後夜間 (12:00~22:00)	全日 (8:30~22:00)	超過時間 (1時間あたり)
ホール	平日	入場料徴収 なし	7,600 円	10,100 円	12,600 円	15,000 円	19,300 円	25,800 円	3,000 円
		入場料徴収 あり	11,400 円	15,200 円	18,900 円	22,600 円	29,000 円	38,600 円	4,600 円
	平日以外の日	入場料徴収 なし	9,100 円	12,100 円	15,100 円	18,100 円	23,200 円	30,900 円	3,600 円
		入場料徴収 あり	13,700 円	18,200 円	22,700 円	27,100 円	34,700 円	46,400 円	5,500 円
舞台のみ	平日		1,500 円	2,000 円	2,500 円	3,000 円	3,900 円	5,200 円	600 円
	平日以外の日		1,800 円	2,400 円	3,000 円	3,600 円	4,600 円	6,200 円	720 円

- 備考 1 「平日」とは、1月5日から12月27日までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）をいいます。
- 2 「入場料等」とは、入場料、参加費、入場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいいます。
- 3 「超過時間」とは、使用許可に係る時間を延長し、又は繰り上げて使用する時間をいいます。
- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算します。
- 5 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 6 地域団体や市民活動団体が公益性の高い事業を行うときは、市が定める基準によって減免を受けられる場合があります。ただし、入場料等を徴収する場合は除きます。減免を受けるためには、あらかじめ「減免申請書」を提出していただき、認められることが必要です。ご不明な点については、豊栄生涯学習センターまたは生涯学習課へお問い合わせください。

(2) ホール以外の諸室

室名	1時間当たり
大研修室	880円
第1会議室	440円
第2会議室	880円
第3会議室	200円
教養室A・B	440円
児童室	660円
調理室	670円

- 備考 1 冷房又は暖房を使用する場合は、それぞれに定める額を使用料の額に加算します。
- (1) 冷房を使用する場合 使用料の額の3割に相当する額
- (2) 暖房を使用する場合 使用料の額の2割に相当する額
- 2 市外居住者等が使用する場合は、使用料の額の3割に相当する額を当該使用料の額に加算します。
- 3 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合は、使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算します。
- 4 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含みます。
- 5 地域団体や市民活動団体が公益性の高い事業を行うときは、市が定める基準によって減免を受けられる場合があります。ただし、入場料等を徴収する場合は除きます。減免を受けるためには、あらかじめ「減免申請書」を提出していただき、認められることが必要です。ご不明な点については、豊栄生涯学習センターまたは生涯学習課へお問い合わせください。

(3) ホールの附属設備

区分	品名	単位	1区分	超過時間 (1時間あたり)
照明設備	ボーダーライト	1列	320円	110円
	ローアーホリゾントライト	1列	350円	120円
	アッパーホリゾントライト	1列	400円	130円
	第1サスペンションスポットライト	1台	110円	40円
	第2サスペンションスポットライト	1台	110円	40円
	シーリングライト	1台	110円	40円
	フロントサイドスポットライト	1台	110円	40円
	調光卓	1式	340円	110円
映写設備	スクリーン	1式	230円	80円
	オーバーヘッドプロジェクターその他の映像備品	1式	1,100円	370円
音響設備	音響調整卓(マイク2本付き)	1式	800円	270円
	コンデンサーマイクロホン	1本	390円	130円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	350円	120円
	カセットデッキ、コンパクトディスクプレーヤー その他の音響備品	1式	510円	170円
舞台設備	持込電気器具(定格消費電力の合計で算定)	1kwごと	110円	40円
	指揮者台	1台	140円	50円
	指揮者用譜面台	1台	70円	20円
	演奏者用譜面台	1台	50円	20円
	演台	1台	270円	90円
	司会者台	1台	130円	40円
	金屏風	一双	690円	230円
楽器	グランドピアノ(ホール)	1台	2,800円	930円

- 備考 1 「1区分」とは、午前8時30分から午後0時まで、午後0時から午後5時まで又は午後5時から午後10時までの時間帯区分をいいます。
- 2 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に1キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
- 3 グランドピアノの使用料は、調律に係る費用を含みません。
- 4 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に10割を乗じて得た額を加算します。
- 5 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の5割に相当する額とします。

(4) ホール以外の附属設備

区分	品名	単位	1 時間	
映写設備	スクリーン	1 式		80 円
	DVD プレーヤーその他の映像備品	1 式		370 円
音響設備	音響調整卓 (マイク 2 本付き)	1 式		270 円
	コンデンサーマイクロホン	1 本		130 円
	ワイヤレスマイクロホン	1 本		120 円
	カセットデッキ、コンパクトディスクプレーヤー その他の音響備品	1 式		170 円
舞台設備	持込電気器具 (定格消費電力の合計で算定)	1 kw ごと		40 円
	指揮者台	1 台		50 円
	指揮者用譜面台	1 台		20 円
	演奏者用譜面台	1 台		20 円
	演台	1 台		90 円
	司会者台	1 台		40 円

- 備考
- 1 持込電気器具の使用料の算定において、定格消費電力の合計に 1 キロワット未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てます。
 - 2 商品の広告、宣伝、販売その他営利を目的として使用する場合又は入場料等を徴収する場合は、附属設備の使用料を合計した額に 10 割を乗じて得た額を加算します。
 - 3 市内居住者等が営利を目的とした使用をしない場合であって、生涯学習の推進に係る活動を行うときの使用料は、附属設備の使用料を合計した額の 5 割に相当する額とします。